

軽油引取税

申告書記載の手引き

－青森県・県税事務所－

■ 軽油引取税のあらまし	1
■ 申告書・報告書の書き方	
1 納入申告関係	
(1) 納入申告書（第16号の10様式）	4
(2) 軽油の納入数量明細書（第16号の10様式別表）	6
(3) 課税免除に係る軽油の数量等報告書	8
2 納付申告関係	
納付申告書（第16号の12様式）	10
3 軽油の受払い等の数量報告関係	
(1) 軽油の受払い等の数量報告書（第16号の41様式）	11
(2) 引取数量（受払い等の数量）引渡しを行った者別 ・道府県別明細書（第16号の41様式別表1）	13
(3) 引取数量（現実の受払い等の数量）納入を行った者別 ・道府県別明細書（第16号の41様式別表2）	14
(4) 引渡数量（受払い等の数量）引取りを行った者別 ・道府県別明細書（第16号の41様式別表5）	15
(5) 引渡数量（現実の受払い等の数量）納入を受けた者別 ・道府県別明細書（第16号の41様式別表6）	16
(6) 消費数量明細書（第16号の41様式別表7）	17
(7) 在庫数量（現実の受払い等の数量）明細書 （第16号の41様式別表10）	18
■ 在庫差量の取扱い	19
■ 申告納入等	24
■ 罰則	26
■ 納税の場所と県税事務所のご案内	27

■ 軽油引取税のあらまし

◎ 軽油引取税とは

軽油引取税は、昭和31年に都道府県及び指定市の道路に関する費用に充てるための目的税として創設され、平成21年4月に目的税から普通税になりました。

軽油引取税は、特約業者又は元売業者から現実の納入を伴う軽油の引取りを行う者に課税されます（特約業者が元売業者から軽油の引取りをする場合及び元売業者が他の元売業者から軽油の引取りをする場合には、課税の対象から除かれています。）。

特約業者又は元売業者は、軽油の引取りを行う者から軽油引取税を徴収し、期限までに都道府県に申告納入しなければならないしくみになっています。

このしくみを『特別徴収制度』といい、この場合の特約業者又は元売業者を『特別徴収義務者』といいます。

税率は、当分の間、1 kℓにつき32,100円です。

◎ 特別徴収義務者の登録

特別徴収義務者は、その事務所又は事業所所在地及び軽油の納入地の都道府県知事に登録の申請をする必要があります。

本県に申請する場合は、以下のとおり県税事務所長に申請してください。

(1) 青森県内に事務所又は事業所の営業を開始しようとする場合
…その5日前まで

(2) 青森県内で事務所又は事業所の営業を開始した後、特別徴収義務者の指定を受けることとなった場合
…その指定を受けることとなった日から5日以内

(3) 青森県内に引渡しに係る軽油の納入が行われることとなった場合
…その納入の日の属する月の翌月末日まで

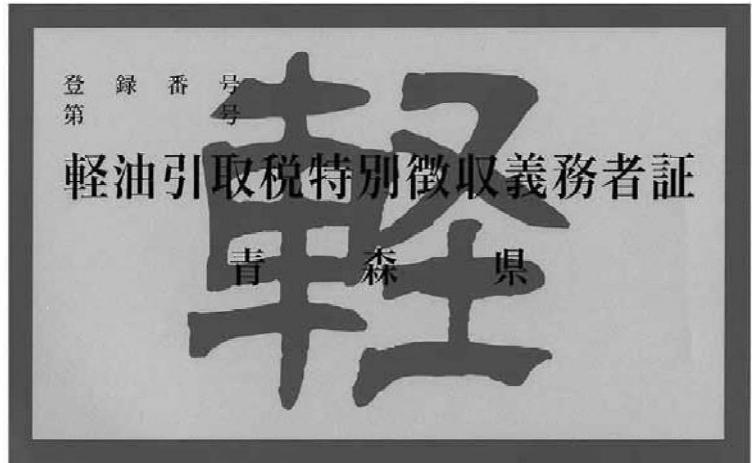
なお、登録した事項に変更が生じた場合にも、登録事項の変更の申請が必要になります。

特別徴収義務者登録申請書の記載例

登録番号										所長	次長	課長	副課長	起案	登録通知書	登録受領印又は発送印	登録番号
															決裁		
登録番号										※事業者コード	課員	電算	受払簿				
処理																	
受付印										青森県中央県税事務所長 殿							
										令和〇〇年8月4日							
										特別徴収義務者							
										住所 青森市長島一丁目1-1							
										氏名・名称 県庁石油株式会社							
										代表者氏名 青森 太郎							
										(電話 017-722局 1111番) 個人番号又は法人番号 1234567890123							
										軽油引取税 登録申請書							
										特別徴収義務者							
下記のとおり申請します。																	
登録申請事由 〔いかれかに○印を付してください。〕										① 事務所又は事業所の営業を開始しようとすること。		② 事務所又は事業所の営業を開始した後において特約業者又は元売業者の指定を受けることになったこと。		③ 引渡しに係る軽油の納入が行われることになったこと。			
事務所又は事業所 〔登録申請事由①及び②並びにこれらの中の変更の場合に記載してください。〕										所 在 地 青森市長島一丁目1-1 (電話 017-722局 1111番)		軽油等の貯蔵設備					
										氏名又は名称 県庁石油株式会社 本店		油種 タンク等					
										事務所又は事業所の代表者の氏名 青森 吾郎		軽油 20kℓ×1基					
										営業開始年月日 〔登録申請事由①の場合〕		揮発油 20kℓ×1基					
特約業者元売業者指定期年月日 〔登録申請事由②の場合〕		その他 灯油 20kℓ×1基															
軽油の納入地 〔登録申請事由③及びこの変更の場合に記載してください。〕										納入地所 在地 (電話 一局番)							
										軽油の納入を受ける者 〔登録申請事由③及びこの変更の場合に記載してください。〕		住 所 (電話 一局番)					
										氏名又は名称		納入開始年月日					
										課税地指定を希望する場合の課税地(県税事務所)							
契約した元売業者										住 所 青森市中央五丁目1-2							
										氏名又は名称 長島通商 株式会社							
摘要																	

◎ 軽油引取税特別徴収義務者証

- この証票は、特別徴収義務者であることを証明するものです。
- 特別徴収義務者の事務所又は事業所ごとに交付されます。公衆の見やすい箇所に掲示してください。
- 特別徴収の義務が消滅した場合、事務所又は事業所を廃止した場合は10日以内に返納してください。



◎ 事業の開廃等の届出義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、事業の開始・廃止・休止をしようとするときは、その旨を当該事務所又は事業所ごとに、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事（県税事務所長）に（元売業者にあっては、主たる事務所又は事業所所在の都道府県知事を経由して総務大臣に）その5日前までに届け出なければなりません。

事業の開廃等の届出書の記載例

事業の開廃等の届出書														
第十六号の三十五様式（提出用）														
令和〇〇年 7月 22日														
青森県中央県税事務所長 殿														
区分 元・特・販・製														
元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3
	フリガナ	ケンチョウセキユカブシキガイシャ												
	氏名又は名称	県庁石油株式会社												
	法人にあっては代表者の氏名	アオモリ タロウ												
	フリガナ	青森 太郎												
	住所又は所在地	青森県青森市長島一丁目 1-1 (電話 017-722-1111)												
下記のとおり地方税法 第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。														
事務所又は事業所	フリガナ	ケンチョウセキユカブシキガイシャ シンマチエイギョウショ												
	名称	県庁石油株式会社 新町営業所												
	フリガナ	アオモリケンアオモリシンマチ2チョウメ4-30												
	所在地	青森県青森市新町二丁目 4-30 (電話 017-734-9972)												
事業の開始、廃止又は休止の年月日等	開始年月日							廃止年月日						
	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日							令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日						
	休止期間							令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日から 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日まで						
事業の廃止又は休止の理由														
上記の事務所又は事業所の営業区域														
青森県														
その他参考となるべき事項														
異動年月日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日														

◎ 帳簿の記載義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、事務所又は事業所ごとに軽油の引取り等に関する事実を帳簿に記載しなければなりません。

主な記載事項は次のとおりです。

- 引取りを行った軽油の数量及び引取りを行った年月日並びに引渡しを行った者の氏名又は名称及び引渡しを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 納入を受けた軽油の数量及び納入を受けた年月日並びに納入を行った者の氏名又は名称及び納入を行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 引渡しを行った軽油の数量及び引渡しを行った年月日並びに引取りを行った者の氏名又は名称及び引取りを行った者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 納入を行った軽油の数量及び納入を行った年月日並びに納入を受けた者の氏名又は名称及び納入を受けた者の事務所又は事業所の名称及び所在地
- 毎月末日における軽油の在庫数量
- 消費した軽油の数量及び消費の年月日

- 注
- ・ 帳簿には、既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油に係るものとその他の軽油に係るものに区別して記載しなければなりません。
 - ・ 免税証に係る軽油の引取り又は引渡しが行われたときは、当該免税証の交付に係る都道府県名及び当該免税証の番号を付記しなければなりません。

◎ 申告・報告の義務

納入申告書（第16号の10様式）関係

特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の都道府県ごとにその都道府県知事（県税事務所長）に提出します。

軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間に係る必要事項を記載した納入申告書を、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の都道府県ごとにその都道府県知事（県税事務所長）に提出し、その納入金を納入しなければなりません。

軽油の受払い等の数量報告書（第16号の41様式）関係

主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事（県税事務所長）に提出します。

元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末までの間の軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、軽油の在庫数量等の事項を記載した報告書を、その主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事（県税事務所長）に提出しなければなりません。

■ 申告書・報告書の書き方

1 納入申告関係

(1) 納入申告書 (第16号の10様式)

受付印													第 十六 号 の 十 様 式 (提 出 用)					
令和〇〇年 5月 28日																		
青森県知事殿																		
個人番号又は法人番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1		2	3	(右詰で記載)		
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称		第 1006 号 県庁石油株式会社 代表取締役 青森 太郎																
登録特別徴収義務者の住所又は所在地		青森市長島一丁目 1-1																
この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号		経理課 青森 花子 (電話 017-722-1111)																
令和 〇〇 年 〇4 月分軽油引取税納入申告書																		
4 月中における引渡しに係る軽油の納入数量															(ア)	84	000. 000	リットル
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量													(イ)	.			
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量													(ウ)	.			
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量													(エ)	5 000. 000			
	免税証による軽油の納入数量													(オ)	2 000. 000			
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量													(カ)	.			
	小計 (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ)													(キ)	7 000. 000			
差引計 (ア) - (キ)															(ク)	77 000. 000		
欠減量 (ク) × $\frac{1}{100}$ ($\frac{0.3}{100}$)															(ケ)	770. 000		
再差引計 (ク) - (ケ)															(コ)	76 230. 000		
この申告によって納入すべき軽油引取税額 32.1 円 × (コ)															(サ)	2 446 983	円	
申告期限		〇〇	年	〇5	月	31	日	添付書類	(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証									
納入予定期		〇〇	年	〇5	月	28	日		添付免税証 13 枚 (2,000 リットル分)									

《記載要領》

(1) この申告書は、納入地所在の都道府県ごとに1通提出します。

(2) ※印の処理事項の欄は、記載しないでください。

(3) (ア)から(コ)までの欄は、小数点以下3桁までの数字を記載します。

(4) (ア)の欄は、現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載します。

なお、この数量は、「軽油の納入数量明細書」（第16号の10様式別表）の納入数量の合計と一致します。

(5) (イ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載します。

(6) (ウ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、輸出として現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載します。輸出証明書等の添付書類が必要となります。

(7) (エ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、既に軽油引取税が課された軽油について現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載します。「課税免除に係る軽油の数量等報告書」等の添付書類が必要となります。詳しくは、8頁をご覧ください。

(8) (オ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、免税証の提出を受けて納入した軽油の数量を記載します。添付書類として、回収した免税証を提出ください。（船舶・自衛隊又は締約国軍隊・JR各社の使用する免税証を除いては、青森県で交付したものに限ります。）

(9) (カ)の欄は、(ア)欄の数量のうち、アメリカ合衆国軍隊等に納入した数量を記載します。軽油引取税合衆国軍隊用途免税承認申請書等の添付書類が必要となります。

(10) (ケ)の欄は、(ク)欄の数量に、特約業者は100分の1、元売業者は100分の0.3を乗じて得た数量を記載します。

なお、リットル位未満4位以下の端数があるときは、その端数を切り上げてください。

(11) (サ)の欄は、(コ)欄の数量に、32円10銭を乗じて得た税額を記載します。

なお、1円未満の端数は切り捨ててください。

(12) 納入予定日の欄は、徵収猶予を申請している場合には、記載しないでください。

(13) 添付免税証の欄には、この申告書に添付した免税証の枚数及び券面数量の合計数量を記載してください。

なお、この数量は、(オ)欄の数量と一致します。

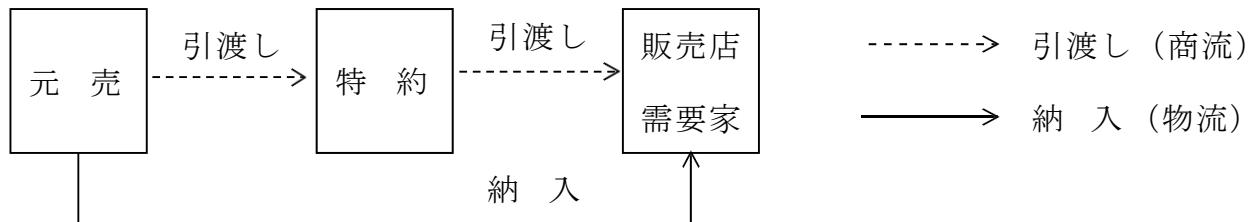
(2) 軽油の納入数量明細書 (第16号の10様式別表)

- 特別徴収義務者が現実の納入を伴う引渡しを行った納入地ごとに「氏名又は名称」、「納入地」、「納入数量」を記載します。
- 納入申告書提出先の都道府県内の納入地について、記載してください。
- 納入を受けた者が販売業者の場合は、納入地はその販売業者の事務所又は事業所の所在地となります。

軽油の納入数量明細書										
(4月 1日 ~ 4月 30日)										
登録特別徴収義務者の氏名又は名称										
	県庁石油株式会社									
登録特別徴収義務者の住所又は所在地										
	青森市長島一丁目1-1									
令和 <input style="width: 20px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px; height: 15px; border: 1px solid black;" type="text"/> 月分										
1 枚のうち					1 枚 目					
納入を受けた者					納入数量		引渡しに係る軽油の納入を行った者			
氏名又は名称		※コード		納入地		うち課税対象とならない数量		※コード		
①	浅虫石油(株)				青森市古川五丁目3-5		18 000 000		長島通商(株)青森油槽所	
	(株)むつ下北石油				むつ市中央一丁目1-8		24 200 000		長島通商(株)八戸油槽所	
	十和田石油販売(株)本社事業所				十和田市西十二番町20-12		12 000 000		雲谷石油(株)八戸油槽所	
②							(4) 2 000 000			
	十和田石油販売(株)八戸営業所				八戸市尻内町鶴田7		12 500 000		雲谷石油(株)八戸油槽所	
	津軽弘前建設(有)				弘前市下白銀町1		2 000 000		県庁石油(株)五所川原営業所	
③	(有)白神運輸				五所川原市栄町1		5 000 000		県庁石油(株)五所川原営業所	
							(4) 5 000 000			
	自動車の保有者				五所川原市栄町10		6 500 000		県庁石油(株)五所川原営業所	
	自動車の保有者				青森市新町四丁目2-2		3 800 000		県庁石油(株)新町営業所	
⑤	(有)白神運輸 能代営業所				能代市畠町1-1087		10 000 000		長島通商(株)青森油槽所	
計					(6) 84 000 000					
					(7) 7 000 000					

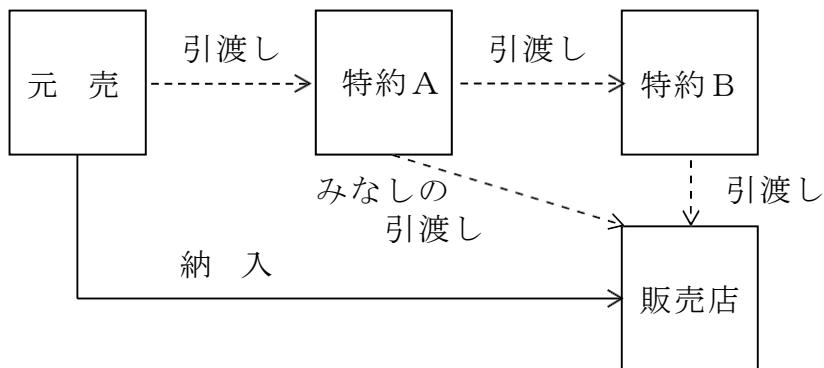
《記載要領》

記載例① 油槽所の持届けの場合



※ 「引渡しに係る軽油の納入を行った者」の欄は、持届けを行った者の事務所又は事業所（油槽所等）ごとに記載します。

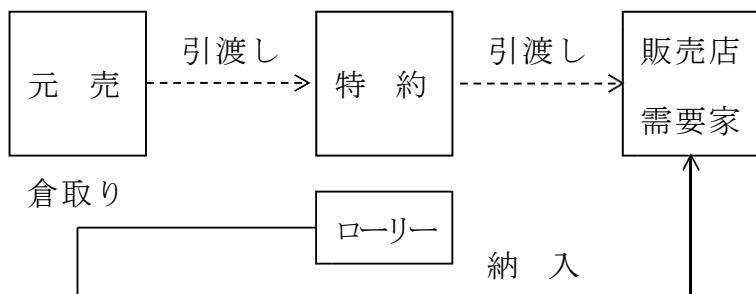
・みなし特約



※ この場合は、特約 A が「販売店への納入に係る軽油の引渡しを行った者」とみなされ、特約 A が申告します。特約 B は、この引渡し数量についての申告は不要です。
ただし、報告書（第16号の41様式）関係については、記載が必要です。

記載例② 特約業者が倉取りした場合

（運送会社のローリーを手配して納入した場合も含みます。）



※ 「引渡しに係る軽油の納入を行った者」の欄には、納入を行った（倉取りしたローリーを所轄する）特約業者の事務所又は事業所を記載します。

記載例③ 給油所で自動車の保有者に直売（店頭給油）した場合、給油所ごとにその合計数量を記載します。

記載例④ 納入数量のうち、課税済軽油、免税証等による軽油の数量を記載します。

記載例⑤ 納入地が秋田県のため、秋田県への申告となります。

記載例⑥ 「納入申告書」（第16号の10様式）の(ア)の欄へ転記します。

記載例⑦ 「納入申告書」（第16号の10様式）の(キ)の欄へ転記します。

(3) 課税免除に係る軽油の数量等報告書

この報告書は、納入申告書（第16号の10様式）の「課税対象とならない数量」欄の(エ)欄（「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量」）に記載されている数量がある場合に、軽油引取税納入申告書に添付してください。

また、報告書には、軽油引取税を課された後の流通経路を示す一連の納品書等の写しを添付してください。

※ この報告書の提出がない場合又は記載内容に不備がある場合には、課税済軽油に係る課税免除の承認を受けることができません。

令和〇〇年5月28日

課税免除に係る軽油の数量等報告書(令和〇〇年4月分)

青森県中央県税事務所長 殿

特別徴収義務者 住所又は所在地
(報告者)

青森市長島一丁目1-1

氏名又は名称

県庁石油株式会社
代表取締役 青森太郎

1 課税済軽油の概要

当月中の課税済軽油引取数量		引取数量				
合計引取数量 5,000 リットル	内訳	流通番号1番	5,000 リットル	流通番号6番		リットル
		流通番号2番		流通番号7番		リットル
		流通番号3番		流通番号8番		リットル
		流通番号4番		流通番号9番		リットル
		流通番号5番		流通番号10番		リットル

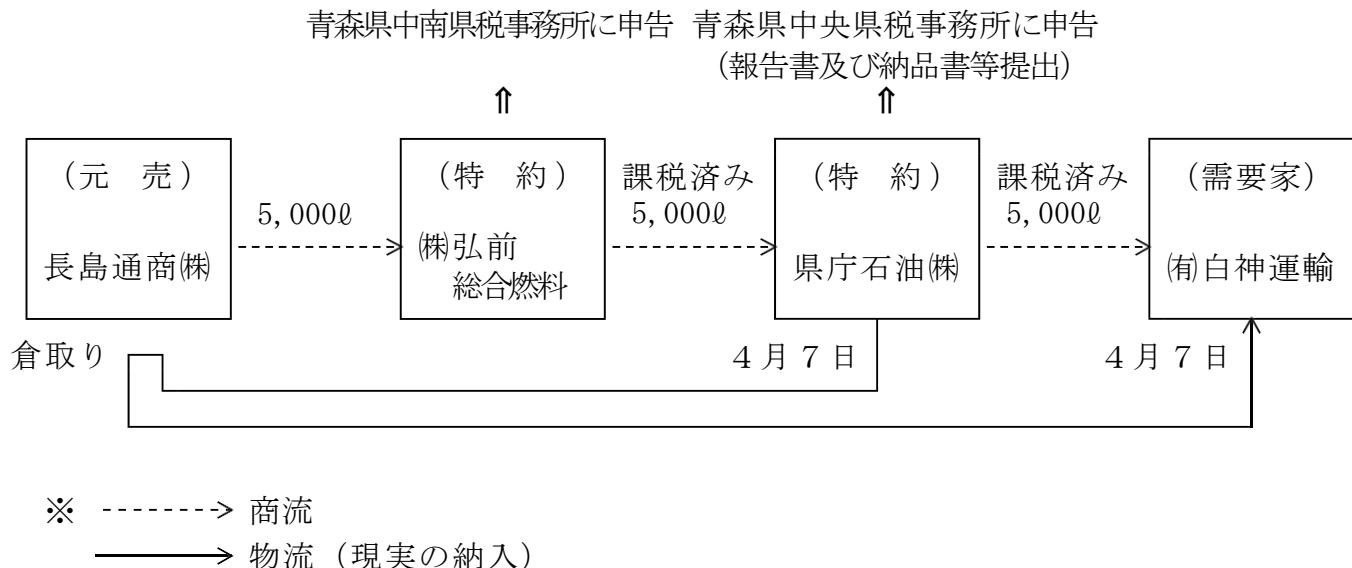
2 課税済軽油の受払等の数量

前月からの課税済軽油の繰越数量	①=前月の⑤	0 リットル
当月中における課税済軽油の引取数量	②	5,000 リットル
当月中における課税済軽油の引渡数量	③	5,000 リットル
当月中における課税済軽油の自己消費数量	④	リットル
当月末における課税済軽油の在庫数量	⑤=①+②-③-④	0 リットル

3 課税済軽油の引取りに係る流通状況(流通番号1番)

軽油引取税を 申告(予定) した状況	申告(予定)した都道府県及び事務所等	青森 都道府県 中南県税 事務所	
	申告者 住所又は所在地	弘前市藏主町105	
	申告者 氏名又は名称	(株)弘前総合燃料	
流通の状況	商流(該当する業者区分に○をつけること)	物流	※業者区分の番号に○を記載すること
①出荷者 (元・製・特・輸)	業者区分 住所又は所在地	引取年月日	1
	業者区分 氏名又は名称	引取数量	7
	①出荷者 ※出荷地 青森市港町八丁目3-5		物流1
	長島通商(株)青森油槽所		物流2
	②元・特・販 弘前市藏主町105	〇〇・4・7	物流3
	(株)弘前総合燃料	5,000 リットル	物流4
	③元・特・販	・・	物流5
④元・特・販	・・	物流6	
⑤元・特・販	・・	現実の 納入先	
⑥元・特・販 五所川原市栄町10	〇〇・4・7		
⑦報告者 県庁石油(株)五所川原営業所	5,000 リットル		
現実の納入先	住所又は所在地	氏名又は名称	引渡数量
五所川原市栄町1	(有)白神運輸		5,000 リットル
輸送業者	住所又は所在地及び氏名又は名称	住所又は所在地及び氏名又は名称	
	青森市問屋町五丁目2-1 (株)青森燃料輸送		

次のような流通形態の場合には、左ページの報告書の提出が必要となります。



《記載要領》

- (1) 「当月中の課税済軽油引取数量」欄には、課税済軽油の合計引取数量とその内訳を、出荷者から報告者までの流通経路ごとに記載してください。
同一の者から引取りを行っている場合であっても、途中の流通経路が異なるときは、別の流通番号の欄に記載します。
- (2) 「課税済軽油の受払等の数量」欄の「当月中における課税済軽油の引渡数量」欄には、納入申告書（第16号の10様式）の(イ)欄に記載した数量を記載します。
- (3) 「課税済軽油の引取に係る流通状況」欄は、「当月中の課税済軽油引取数量」に内訳として記載した流通番号ごとに、課税済軽油の流通状況を記載します。
なお、流通番号2番以降に係る流通の状況については、別紙に記載します。
- (4) 「軽油引取税を申告（予定）した状況」欄には、課税済軽油に係る軽油引取税を申告する者について記載します。
- (5) 「流通の状況」欄の「商流」欄には、出荷者から報告者に至るまでの軽油の商取引上の流れについて、その経路の順に記載します。
「業者区分」欄には、元売業者、特約業者、製造業者（元売業者・特約業者以外）、輸入者（元売業者・特約業者以外）、石油製品販売業者の区分に応じて○印を付けてください。
当月中の課税済軽油の引取りで出荷者から報告者までの流通状況が同じで数回に渡る引取りを行った場合は、その始期と終期を記載してください。
「報告者」の欄には、報告者の貯蔵施設又はスタンドなど現実の納入を受けた場所について記載してください。
「物流」欄には、「商流」の欄に記載した者のうち、現実の納入を伴う軽油の引取りを行ったものの業者区分の番号を○の中に記載してください。
- (6) 「現実の納入先」の欄には、報告者が軽油を倉取りして直接取引先に納入した場合に、最初の現実の納入を受けた者について記載してください。
- (7) 「輸送業者」欄には、報告者に軽油を輸送した輸送業者について記載してください。

2 納付申告関係

納付申告書（第16号の12様式）

軽油引取税納付申告書 (令和〇〇年 4月 1日 ~ 4月 30日分) 令和〇〇年 5月 28日 青森県中央県税事務所長 殿												第 一 六 号 の 十 二 様 式 （提出用）																																																																																																																																																
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1		2	3	(右詰で記載)																																																																																																																																													
納税者の氏名又は名称	県庁石油株式会社 代表取締役 青森 太郎												この申告に応答する係及び氏名並びに電話番号	経理課 青森 花子 (電話 017-722-1111)																																																																																																																																														
納税者の住所又は所在地	青森市長島一丁目 1-1																																																																																																																																																											
令和〇〇年〇四月分																																																																																																																																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">課税の区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">数量</th> <th style="width: 15%;">課税の区分</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合</td> <td colspan="3">販売した燃料炭化水素油の数量 ①</td> <td rowspan="4">(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合</td> <td colspan="3">消費した軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ②</td> <td colspan="3">⑯のうち免用途に供した軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ③</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">差引計 ①-②-③ (ア)</td> <td colspan="3">⑯-⑯-⑯-⑯ (オ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">(イ) 石油製品販売業者</td> <td colspan="3">販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④</td> <td rowspan="8">(カ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者に譲渡した場合</td> <td colspan="3">譲渡した軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑤</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑥</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑦</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑧</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ (イ)</td> <td colspan="3">⑯-⑯-⑯-⑯-⑯ (カ)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">消費した炭化水素油の数量 ⑨</td> <td rowspan="3">(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合</td> <td colspan="3">消費した軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑨のうち消費の承認を受けた自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた軽油の数量 ⑩</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑨のうち消費の承認を受けた自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた軽油の数量 ⑪</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">差引計 ⑨-⑩-⑪ (ウ)</td> <td colspan="3">⑯-⑯-⑯ (ケ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(ニ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油にこき現実の納入に付けていない場合を含む。)</td> <td colspan="3">所有に係る軽油の数量 ⑫</td> <td rowspan="5">(エ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合</td> <td colspan="3">輸入した軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑬</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑫のうち元売業者の範囲限にて他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">⑫のうち軽油引取税として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮</td> <td colspan="3">⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮ (エ)</td> <td colspan="3">⑯-⑯-⑯-⑯ (エ)</td> </tr> <tr> <td colspan="14" style="text-align: right;"> 添付免税証 1枚 (100リットル分) </td> </tr> </tbody> </table>														課税の区分	数量			課税の区分	数量			(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量 ①			(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑯			①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ②			⑯のうち免用途に供した軽油の数量 ⑯			①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ③			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			差引計 ①-②-③ (ア)			⑯-⑯-⑯-⑯ (オ)			(イ) 石油製品販売業者	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④			(カ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者に譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 ⑯			④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑤			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑥			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑦			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑧			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ (イ)			⑯-⑯-⑯-⑯-⑯ (カ)			消費した炭化水素油の数量 ⑨			(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費した軽油の数量 ⑯			⑨のうち消費の承認を受けた自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた軽油の数量 ⑩			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			⑨のうち消費の承認を受けた自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた軽油の数量 ⑪			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			差引計 ⑨-⑩-⑪ (ウ)			⑯-⑯-⑯ (ケ)			(ニ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油にこき現実の納入に付けていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量 ⑫			(エ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 ⑯			⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑬			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			⑫のうち元売業者の範囲限にて他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			⑫のうち軽油引取税として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯			差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮ (エ)			⑯-⑯-⑯-⑯ (エ)			添付免税証 1枚 (100リットル分)													
課税の区分	数量			課税の区分	数量																																																																																																																																																							
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量 ①			(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ②				⑯のうち免用途に供した軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ③				⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	差引計 ①-②-③ (ア)				⑯-⑯-⑯-⑯ (オ)																																																																																																																																																							
(イ) 石油製品販売業者	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量 ④			(カ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者に譲渡した場合	譲渡した軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑤				⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑥				⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑦				⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油に課税された軽油の数量 ⑧				⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	差引計 ④-⑤-⑥-⑦-⑧ (イ)				⑯-⑯-⑯-⑯-⑯ (カ)																																																																																																																																																							
	消費した炭化水素油の数量 ⑨				(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費した軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																						
	⑨のうち消費の承認を受けた自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた軽油の数量 ⑩					⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																						
⑨のうち消費の承認を受けた自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた軽油の数量 ⑪			⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																									
差引計 ⑨-⑩-⑪ (ウ)			⑯-⑯-⑯ (ケ)																																																																																																																																																									
(ニ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油にこき現実の納入に付けていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量 ⑫			(エ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑬				⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	⑫のうち元売業者の範囲限にて他の元売業者に引き渡した軽油の数量 ⑭				⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	⑫のうち軽油引取税として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量 ⑮				⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量 ⑯																																																																																																																																																							
	差引計 ⑫-⑬-⑭-⑮ (エ)				⑯-⑯-⑯-⑯ (エ)																																																																																																																																																							
添付免税証 1枚 (100リットル分)																																																																																																																																																												

《記載要領》

- 「控除分」の欄に記載があるときは、軽油等の数量について、必ず、製造等承認書、自動車用炭化水素油譲渡証等、それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付してください。
- ⑯の「消費した軽油の数量」の欄は、「消費数量明細書」（第16号の41様式別表7）のうち、納付申告書提出先の都道府県内に所在する事務所又は事業所における消費数量の合計と一致します。
- (カ)・(キ)の欄に該当するときは、譲渡又は消費した年月日を記載した書面を添付してください。
- 添付免税証の欄には、この申告書に添付した免税証の枚数と券面数量の合計数量を記載してください。
なお、この数量は、⑯の数量と一致します。

3 軽油の受払い等の数量報告関係

(1) 軽油の受払い等の数量報告書 (第16号の41様式)

軽油の受払い等の数量報告書

受付印 令和〇〇年 5月 28 日		事業者コード <input type="text"/> 事務所コード <input type="text"/> 处理区分 <input type="text"/> 予 備 <input type="text"/> 整理番号 <input type="text"/>												
		報告年月日 <input type="text"/> <input type="text"/>												
青森県知事 殿 区 分 元 特 製														
個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(右詰で記載)
氏名又は名称	県庁石油株式会社 代表取締役 青森 太郎													
住所又は所在地	青森市長島一丁目1-1 (電話 017-722-1111)													
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分														
摘要		受払い等の数量					現実の受払い等の数量					備考		
前々月末在庫数量		⑦	2	000	. 000	リットル	⑦	2	000	. 000	リットル			
うち課税済みのもの														
受 入 れ る	製造数量				.					.				
	うち課税済みのもの				.					.				
	輸入数量			.					.					
	引取数量	①	95	000	. 000	リットル	②	18	300	. 000	リットル			
	うち課税済みのもの	5	000	. 000			5	000	. 000					
	返還を受けた数量	③		.			④		.					
	うち課税済みのもの			.					.					
	その他	④		80	. 000	リットル	⑤		80	. 000	リットル			
	うち課税済みのもの			.					.					
	合計		95	080	. 000	リットル		18	380	. 000	リットル			
うち課税済みのもの		5	000	. 000			5	000	. 000					
払 出 し	引渡数量	⑤	94	000	. 000	リットル	⑥	17	300	. 000	リットル			
	うち課税済みのもの	5	000	. 000			5	000	. 000					
	消費数量	⑦		330	. 000	リットル	⑧		330	. 000	リットル			
	うち課税済みのもの			.					.					
	返還を行った数量	⑧		.			⑨		.					
	うち課税済みのもの			.					.					
	その他	⑩		50	. 000	リットル	⑪		50	. 000	リットル			
	うち課税済みのもの			.					.					
	合計		94	380	. 000	リットル		17	680	. 000	リットル			
	うち課税済みのもの		5	000	. 000			5	000	. 000				
前月末在庫数量	⑪	2	700	. 000	リットル	⑫	2	700	. 000	リットル				
うち課税済みのもの			.					.						

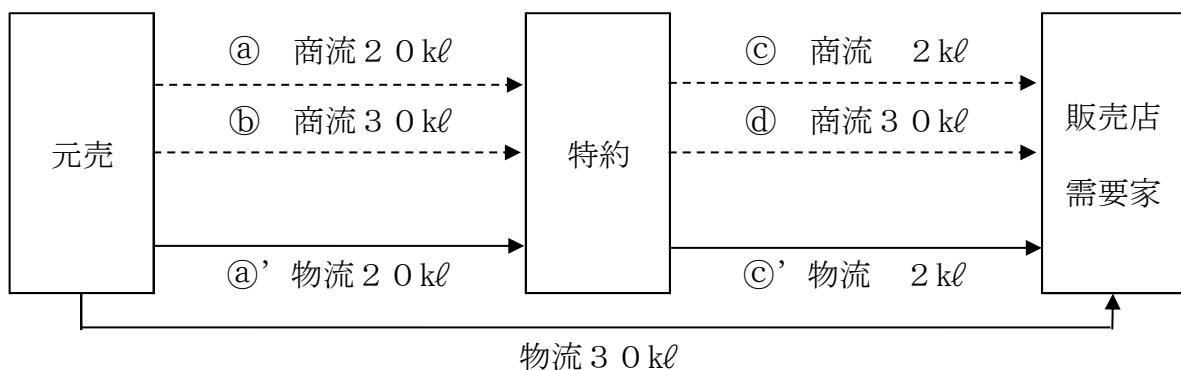
⑦ 申告書を提出する月の前々月末の在庫数量を記載 (この例の場合3月末の在庫数量)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 第16号の41様式別表1の計を転記 | ② 第16号の41様式別表2の計を転記 |
| ③ 第16号の41様式別表3の計を転記 | ④ 第16号の41様式別表4の計を転記 |
| ⑤ 第16号の41様式別表5の計を転記 | ⑥ 第16号の41様式別表6の計を転記 |
| ⑦ 第16号の41様式別表7の計を転記 | ⑧ 第16号の41様式別表8の計を転記 |
| ⑨ 第16号の41様式別表9の計を転記 | ⑩ 第16号の41様式別表10の計を転記 |
| ⑪ 自然増等の数量を記載 | ⑫ 自然減等の数量を記載 |

《記載要領》

- (1) この報告書は、軽油の受払い等、現実の受払い等に関する事実（県外分も含みます。）を記載し、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県知事（県税事務所長）に提出します。
- (2) 「うち課税済みのもの」の欄は、引取り、引渡し、納入等を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載します。免税証の数量は含みません。
- (3) 「受払い等の数量」の欄は、現実の軽油の受払い等の有無にかかわらず、商取引上の引取り、引渡し等を行った軽油の数量（現実の受払い等の数量を含みます。）を記載します。
- (4) 「現実の受払い等の数量」の欄は、受入れ、払出し等の現実の納入等に係る軽油の数量（特約業者の倉取り分の受入れ、払出しの数量を含みます。）を記載します。

上記(3)、(4)については、下図のとおりです。



↓

区分	受払い等の数量	現実の受払い等の数量
受入れ	①+②=50 kℓ	④' = 20 kℓ
払出し	③+⑤=32 kℓ	⑦' = 2 kℓ

- (5) ③、④、⑧及び⑨の欄は、軽油の返還等があった場合に記載します。

(2) 引取数量（受払い等の数量）引渡しを行った者別

・道府県別明細書（第16号の41様式別表1）

- この明細書は、「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「受入れ」の「引取数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、引渡しを行った者ごとに引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、報告書に添付します。

第
十
六
号
の
四
十
一
様
式
別
表
一
（
提
出
用
）

(受入れ)		引取数量（受払い等の数量）		※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号	
報告者の氏名又は名称		引渡しを行った者別・道府県別明細書			報告年月日					
県庁石油株式会社		令和	〇〇		年	04	月分			
(1) 引渡しを行った者の氏名又は名称		引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名		引取数量		うち課税済みのもの		備考		
長島通商（株）		青森県		35,000.000						
〃		秋田県		8,000.000						
〃		岩手県		4,000.000						
長島通商（株） 小計				47,000.000						
雲谷石油（株）		青森県		38,000.000						
津軽石油（株）		青森県		5,000.000						
(株) 弘前総合燃料		青森県		5,000.000		5,000.000				
				.						
				.						
				.						
				.						
				.						
計				(3)		95,000.000				
						5,000.000				

《記載要領》

記載例① 商流上の仕入先（元売業者・特約業者・販売業者）ごとに記載します。
なお、支店名、営業所名までの記載は不要です。

記載例② 引渡しを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名を記載します。

なお、商流上の仕入先が同一会社で、異なる都道府県に所在する事務所等から仕入れた場合は、事務所又は事業所所在の都道府県ごとに記載し、小計も記載します。

記載例③ 「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「受入れ」の「引取数量」欄のうち「受払い等の数量」欄へ転記します。

(3) 引取数量（現実の受払い等の数量）納入を行った者別

・道府県別明細書（第16号の41様式別表2）

- この明細書は、「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「受入れ」の「引取数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、納入を行った者ごとに納入を行った者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、報告書に添付します。
- 特約業者の事務所又は事業所に納入を受けた数量及び特約業者が倉取りした数量を記載します。

第
十六
号
の
四
十
一
様
式
別
表
二
（
提
出
用
）

(受入れ) 引取数量（現実の受払い等の数量） 納入を行った者別・道府県別明細書		事業者コード	事務所コード	地理区分	予備	整理番号
報告者の氏名又は名称 県庁石油株式会社		※ 処 理 事 項	報告年月日			
令和 <input type="text" value="〇〇"/> 年 <input type="text" value="04"/> 月分					1 枚のうち	
納入を行った者の氏名又は名称	納入を行った者の事務所又は事業所所在の道府県名	納入を受けた数量			備考	
		うち課税済みのもの				
長島通商（株）	青森県		10,300.000	リットル		
			5,000.000			
雲谷石油（株）	青森県		8,000.000			
			.			
			.			
			.			
			.			
			.			
			.			
			.			
			.			
			.			
計		①	18,300.000	リットル		
			5,000.000			

《記載要領》

記載例① 「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「受入れ」の「引取数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄へ転記します。

(4) 引渡数量（受払い等の数量）引取りを行った者別

・道府県別明細書（第16号の41様式別表5）

- この明細書は、「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「払出し」の「引渡数量」欄のうち「受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、引取りを行った者ごとに引取りを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、報告書に添付します。
- 特約業者の商取引上の引渡数量（払出し）のすべてについて記載します。

第十六号の四十一様式別表五（提出用）

引渡数量（受払い等の数量） 引取りを行った者別・道府県別明細書			※処理事項	事業者コード	事務所コード	地図区分	予備	整理番号	
報告者氏名又は名称				報告年月日					
県庁石油株式会社							1 枚のうち		
令和 <input type="text" value="〇〇"/> 年 <input type="text" value="04"/> 月分							1 枚 目		
引取りを行った者の氏名又は名称	引取りを行った者の事務所又は事業所所在の都道府県名	引 渡 数 量		備考					
(3)		うち課税済みのもの							
浅虫石油（株）	青森県	18,000.000							
(株)むつ下北石油	青森県	24,200.000							
十和田石油販売（株）	青森県	24,500.000							
(有)白神運輸	青森県	5,000.000							
(有)白神運輸	秋田県	10,000.000							
(有)白神運輸 小計		15,000.000							
津軽弘前建設（有）	青森県	2,000.000							
自動車の保有者	青森県	10,300.000							
計		(4) 94,000.000							
		5,000.000							

《記載要領》

記載例① 同一会社で、異なる都道府県に所在する事務所等で引取りを行った場合は、事務所等所在の都道府県ごとに記載します。

記載例② 引取りを行った者ごとの小計も記載してください。

記載例③ 「うち課税済みのもの」欄は、引渡しを行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載します。

記載例④ 「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「払出し」の「引渡数量」欄のうち「受払い等の数量」欄へ転記します。

(5) 引渡数量（現実の受払い等の数量）納入を受けた者別

・道府県別明細書（第16号の41様式別表6）

- この明細書は、「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「払出し」の「引渡数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、納入を受けた者ごとに受けた者の事務所又は事業所所在の都道府県ごとの内訳を記載し、報告書に添付します。

第
十
六
号
の
四
十
一
様
式
別
表
六
（
提
出
用
）

(払出し)	引渡数量（現実の受払い等の数量）		事業者コード	事務所コード	支局区分	予備	整理番号
	納入を受けた者別・道府県別明細書						
報告者の氏名又は名称	県庁石油株式会社		※処理事項	報告年月日			
令和 <input type="text" value="〇〇"/> 年 <input type="text" value="04"/> 月分							
① 納入を受けた者の氏名又は名称	納入を受けた者の事務所又は事業所所在の道府県名	納入を行った数量		備考			
うち課税済みのもの							
(有)白神運輸	青森県	5000.000					
		5000.000					
津軽弘前建設(有)	青森県	2000.000					
自動車の保有者	青森県	10300.000					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
		.					
計		④ 17300.000					
		5000.000					

《記載要領》

記載例① 物流上の納入を受けた者ごとに氏名又は名称を記載します。

なお、支店名、営業所名までの記載は不要です。また、同一会社で、異なる都道府県に所在する事務所等が納入を受けた場合は、事務所等所在の都道府県ごとに記載し、納入を受けた者ごとの小計も記載します。

記載例② 特約業者県庁石油(株)が倉取りにより払出した分を記載します。

記載例③ 特約業者の直売分を記載します。

記載例④ 「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「払出し」の「引渡数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄へ転記します。

(6) 消費数量明細書 (第16号の41様式別表7)

- この明細書は、「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「払出し」の「消費数量」欄の記載に係る軽油について、消費を行った事務所又は事業所ごとの消費数量の内訳を記載し、報告書に添付します。
 - 特約業者が自己所有の軽油を自ら燃料として消費した数量（自社トラックやローリー、重機等の燃料に使用した場合）について記載します。

《記載要領》

記載例① 「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「払出し」の「消費数量」欄へ転記します。

(7) 在庫数量（現実の受払い等の数量）明細書
(第16号の41様式別表10)

- この明細書は、「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「前月末在庫数量」欄のうち「現実の受払い等の数量」欄の記載に係る軽油について、事務所又は事業所ごとの在庫数量の内訳を記載し、報告書に添付します。
- 特約業者の事務所又は事業所ごとの実在庫数量を記載します。
- ローリー在庫数量は、ローリーを所轄している事務所又は事業所の在庫として記載します。

第
十
六
号
の
四
十
一
様
式
別
表
十
(提出用)

在庫数量（現実の受払い等の数量）明細書		事業者コード	事務所コード	整理区分	予備	整理番号
※ 処 理 事 項	報告年月日					
	報告年月日					
報告者氏名又は名称 県庁石油株式会社	令和 〇〇 年 04 月分				1	枚のうち
					1	枚 目
事務所又は事業所		在庫数量			備考	
名称	所在地	うち課税済みのもの				
県庁石油（株） 本店	青森市 長島一丁目 1-1			0.000		
県庁石油（株） 五所川原営業所	五所川原市 栄町10			1,200.000		
県庁石油（株） 新町営業所	青森市 新町二丁目 4-30			1,500.000		
計		①		2,700.000		

《記載要領》

記載例① 「軽油の受払い等の数量報告書」（第16号の41様式）の「前月末在庫数量」欄へ転記します。

■ 在庫差量の取扱い

在庫差量とは、気温による軽油の自然増減、計量誤差等による場合に適用されますので、在庫差量が自己消費によることが明らかな場合は、適用されません。

したがって、在庫差量が自己消費による場合は、その自己消費数量に係る軽油引取税を、翌月末日までに申告納付しなければなりません。

なお、本県内の事務所又は事業所において生じた在庫差量が、災害、盗難等による場合は、それらを証明する資料を添えて、県税事務所長に、その旨申し出てください。

◎ 作成の手順

- 「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」（第1号様式）
事務所又は事業所ごとに（給油所が3か所ある場合は、3枚必要）当該月の軽油の受払い等を毎月記載し、2月分申告時に提出します。
- 「月間在庫差量等集計書」（第3号様式）
「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」（第1号様式）から、毎月転記し、当該月分申告時に提出します。
- 「年間在庫差量等集計書」（第2号様式）
事務所又は事業所ごとに作成した「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」（第1号様式）の「合計」欄の数量を転記し、2月分申告時に提出します。

※ 参考

種類	作成月	提出月	備考
第1号様式	毎月	3月（2月分申告時）	事務所又は事業所ごとに1枚ずつ記載
第2号様式	3月	3月（2月分申告時）	第1号様式から転記 (本県内に主たる事務所又は事業所がある場合にのみ提出します。)
第3号様式	毎月	毎月（各行為月の翌月）	第1号様式から転記 (本県内に主たる事務所又は事業所がある場合にのみ提出します。)

「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」（第1号様式）

受付印		令和〇〇年3月29日		※ 処 理 事 項			
		青森県 知事 殿					
氏名又は名称		県庁石油株式会社					
住所又は所在地		青森市長島一丁目1-1 (017-722局1111番)					
令和〇〇年3月1日～令和〇〇年2月28日分 事務所又は事業所別在庫数量等明細書							
事務所又は事業所 所在地及び名称		青森市新町二丁目4-30 県庁石油株式会社新町営業所					
貯蔵設備の 所在地及び名称		地下タンク	地下タンク	ドラム缶			
設備の容量		リットル 10キロ	リットル 10キロ	リットル 1キロ	リットル	リットル	
月	月初日の 実在庫数量 ①	当月中の物流上 の受入れ数量 ②	当月中の物流上 の払出し数量 ③	帳簿上の 在庫数量 ①+②-③=④	月末の 実在庫数量 ⑤	差引 ④-⑤=⑥	
3月	リットル 1,400,000	リットル 6,000,000	リットル 5,990,000	リットル 1,410,000	リットル 1,400,000	リットル 10,000	
4月	リットル 1,400,000	リットル 7,000,000	リットル 6,980,000	リットル 1,420,000	リットル 1,500,000	△80,000	
5月	リットル 1,500,000	リットル 6,000,000	リットル 5,905,000	リットル 1,595,000	リットル 1,600,000	△5,000	
6月	リットル 1,600,000	リットル 8,000,000	リットル 7,810,000	リットル 1,790,000	リットル 1,800,000	△10,000	
7月	リットル 1,800,000	リットル 10,000,000	リットル 9,820,000	リットル 1,980,000	リットル 1,900,000	80,000	
8月	リットル 1,900,000	リットル 6,000,000	リットル 6,525,000	リットル 1,375,000	リットル 1,400,000	△25,000	
9月	リットル 1,400,000	リットル 5,000,000	リットル 5,290,000	リットル 1,110,000	リットル 1,100,000	10,000	
10月	リットル 1,100,000	リットル 5,000,000	リットル 4,533,000	リットル 1,567,000	リットル 1,500,000	67,000	
11月	リットル 1,500,000	リットル 6,000,000	リットル 5,950,000	リットル 1,550,000	リットル 1,600,000	△50,000	
12月	リットル 1,600,000	リットル 7,000,000	リットル 7,040,000	リットル 1,560,000	リットル 1,500,000	60,000	
1月	リットル 1,500,000	リットル 6,000,000	リットル 6,230,000	リットル 1,270,000	リットル 1,300,000	△30,000	
2月	リットル 1,300,000	リットル 5,000,000	リットル 4,510,000	リットル 1,790,000	リットル 1,800,000	△10,000	
合計	リットル 18,000,000	リットル 77,000,000	リットル 76,583,000	リットル 18,417,000	リットル 18,400,000	リットル 17,000	

《記載要領》

- (1) この明細書は、事務所又は事業所ごとの（給油所が3か所ある場合は、3枚必要になります。）前年3月から当年2月までの各月末の帳簿在庫数量、実在庫数量、在庫差量等を毎月記載します。
- (2) 左記の記載例は、県庁石油株式会社新町営業所について、2月末の状況まで記載し、さらに合計を記載したものをお示していますが、同様に本店、五所川原営業所の分も作成します。
- (3) 「合計」欄の数量は、「年間在庫差量等集計書」（第2号様式）へ転記し、「年間在庫差量等集計書」（第2号様式）とともに2月分申告時に提出します。

この場合、「差引」の「合計」欄の数量が

△となっているもの…………年間在庫差量等集計書の「差引の合計」の「実在庫増分（差引が△であるもの）」欄へ転記します。

△となっていないもの…………年間在庫差量等集計書の「差引の合計」の「実在庫減分（差引が△でないもの）」欄へ転記します。

「月間在庫差量等集計書」（第3号様式）の記載要領

(1) この集計書は、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」（第1号様式）の各月の在庫数量等を転記して集計し、毎月申告書に添付して提出します。

下記の記載例⑦の行は、第1号様式における県庁石油株式会社新町営業所4月分を転記したものです。

(2) 「差引」の「合計」欄の数量を、次により毎月、軽油の受払い等の数量報告書（第16号の41様式）に転記します。

「実在庫増分（差引が△である
もの）」の「合計」欄の数量

「軽油の受払い等の数量報告書」の
「受入れ」の「その他」欄へ転記します。

「実在庫減分（差引が△でない
もの）」の「合計」欄の数量

「軽油の受払い等の数量報告書」の
「払出し」の「その他」欄へ転記します。

令和〇〇年 4月分 月間在庫差量等集計書

氏名又は名称	県庁石油株式会社							
	事務所又は事業所の名称	月初日の実在庫数量	当月中の物流上の受入れ数量	当月中の物流上の払出し数量	帳簿上の在庫数量	月末の実在庫数量	差引の合計	
① 本店	リットル 0.000	リットル 0.000	リットル 0.000	リットル 0.000	リットル 0.000	リットル 0.000	リットル .	リットル .
② 五所川原(営)	600.000	11,300.000	10,650.000	1,250.000	1,200.000			50.000
③ 新町(営)	1,400.000	7,000.000	6,980.000	1,420.000	1,500.000	80.000		
④		
⑤		
<hr/>								
⑥		
⑦		
⑧		
合計	2,000.000	18,300.000	17,630.000	2,670.000	2,700.000	80.000		50.000

「年間在庫差量等集計書」（第2号様式）の記載要領

- (1) 「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」（第1号様式）の「合計」欄の数量をそれぞれ事務所又は事業所ごとに転記し、「事務所又は事業所別在庫数量等明細書」（第1号様式）とともに2月分申告時に提出します。
- (2) 「差引の合計」欄の「実在庫減分」（実在庫が帳簿在庫を下回るもの）に計上された数量は、地方税法第144条の3第1項第1号又は第2号の規定により、軽油引取税が課されますので、次により事務所又は事業所ごとに申告納付します。

- 申告は、当年2月行為分として3月末日までに、納付申告書（第16号の12様式）により行います。
- 申告書の記載に当たっては、「(オ)特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合」の欄に計上します。

※ 下記の記載例の場合、169ℓ分を計上することになります。

令和〇〇年 3月 1日～令和〇〇年 2月 28日分 年間在庫差量等集計書

氏名又は名称		県庁石油株式会社						
事務所又は事業所の名称	月初日の実在庫数量の合計	当月中の物流上の受入れれ 数量の合計	当月中の物流上の払出し 数量の合計	帳簿上の在庫数量の合計	月末の実在庫数量の合計	差引の合計		
		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
① 本店	9,800.000	72,000.000	71,748.000	10,052.000	9,900.000		152.000	
② 五所川原(営)	25,200.000	194,000.000	193,764.000	25,436.000	25,600.000	164.000		
③ 新町(営)	18,000.000	77,000.000	76,583.000	18,417.000	18,400.000		17.000	
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
⑪								
⑫								
⑬								
⑭								
⑮								
合 計	53,000.000	343,000.000	342,095.000	53,905.000	53,900.000	164.000	169.000	

■ 申告納入等

1 申告・報告はどこに

(1) 申告

軽油の現実の納入を伴う引渡しを行った納入先の都道府県に申告します。

(2) 報告

主たる事務所又は事業所所在地の都道府県に報告します。

2 申告が遅れた場合等は次の加算金が課されます。

(1) 期限後申告の場合

不申告加算金等が課されます。

(2) 過少申告の場合

更正処分を受けることになり、過少申告加算金等が課されます。

(3) 申告をしなかった場合

決定処分を受けることになり、重加算金等が課されます。

参考

加算金は、税額の5%～40%です。

3 納入・納付はどこに

下の用紙に、年度、行為年月、税額を記載してお近くの金融機関等で納入・納付してください。

県税 領収済通知書		青森県	郵便番号コード		
		0230-0-960027			
ID 65					
税目コード 22 徴収番号 1020065003					
年度 ○○ 行為年月 ○○○○ 4 課課分 1 案件 ケイヒキトリセイ					
住所 アオモリシ カガシマ1チヨウメ 1-1					
氏名 ケンチヨウセキ (カブ) 様					
この用紙を私 記入するときは、私 の料金がいりません					
税額	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円
	2	4	4	6	983
延滞金	※				
過少申告加算金	※				
不申告加算金	※				
重加算金	※				
合計	※	2	4	4	6983
口座番号	02330-0-960027 番	納期限	令和 年 月 日	スタンプ位置は正確に	
加入者名	青森県 会計管理者			指定金融機関	受領印
取扱い申込書	株式会社青森みらい銀行 県庁支店			取	日付
取扱い申込書	取扱い申込書			領	印
取扱い申込書	郵便番号				
取扱い申込書	仙台市金仙路センター 980-8794				
青森県 中央 県税事務所	この用紙は、直接機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 (県税事務所保管)				

税目コード、徴収番号、税目、賦課区分、住所及び氏名は事前に印字してあります。

納入に係る分と納付に係る分の用紙は異なりますのでご注意ください。
(納入分のコードは「1」、納付分のコードは「2」です。)

金額記載欄には、「¥」や「,」など、数字以外の記号等は記入しないでください。

※ 必ず黒のボールペンで記入してください。

また、この用紙は、直接機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

4 納入・納付が遅れた場合

納期限までに税金を納めなかつた場合には、納期限の翌日から納税の日までの期間に応じ、次の率によって計算される延滞金が徴収されます。

区分	納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間
R3.1.1からR3.12.31まで	年率2.5%	年率8.8%
R4.1.1からR7.12.31まで	年率2.4%	年率8.7%

5 申告・納入・納付の期限

申告・納入・納付の期限は、翌月の末日です。ただし、月末が休日（土・日・祝日）等にあたる場合には、その翌日が申告・納入・納付の期限となります。

また、毎年11月分の申告・納入・納付の期限は、年末年始の特例により、1月4日（休日にあたる場合は、翌日）となります。

6 県税特別徴収交付金

特別徴収に係る軽油引取税が納期限内に申告納入された場合には、その納入額の2.5%に相当する額を「県税特別徴収交付金」として特別徴収義務者に交付されます。

また、徴収猶予を受けて猶予期限内に納入した場合にも、交付の対象となります。

7 徴収猶予（納税の延期）及び納入義務の免除等

（1）徴収猶予

特別徴収義務者が、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を納入期限までに回収できないときは、徴収猶予の申請をすることができます。

（2）納入義務の免除等

納税者（特別徴収義務者からの軽油の引取りを行つた者）の破産等により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部が徴収不能になったときや、特別徴収義務者が徴収した軽油引取税を災害等の理由で亡失したときは、徴収不能額の還付又は納入義務の免除の申請をすることができます。

■ 罰 則

軽油引取税においても他の税と同様に、適正な納税を確保して納税秩序を維持していくために、刑罰による制裁制度が設けられており、主なものは下記のとおりです。

区分		拘禁刑	罰金刑	併科
検査拒否等に関する罪	(※)	1年以下	50万円以下	×
特別徴収義務者の登録等に関する罪	・登録申請をしなかった者	1年以下	50万円以下	×
	・特別徴収義務者証の不掲示・貸与・譲渡・不返納			
故意不申告の罪	・正当な理由がなくて申告書を提出期限までに提出しなかった者	1年以下	50万円以下	×
免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪	・偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った者	10年以下	1000万円以下	○
免税証の譲渡の禁止に関する罪	・免税証を他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けた者	1年以下	50万円以下	×
	・免税証を他人から譲り受けた免税軽油の引取りを行った者	10年以下	1000万円以下	○
知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪	・免税軽油の未承認譲渡	2年以下	100万円以下	×
	・免税軽油の未承認譲受			
免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪	・免税軽油の引取り等に係る報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者	1年以下	50万円以下	×
製造等の承認を受ける義務等に関する罪	・知事の承認を受けないで軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油又はその他の方法で軽油を製造した者	10年以下	1000万円以下 (法人3億円以下)	○
	・知事の承認を受けないで軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油又はその他の方法で軽油が製造されることを知りながら、資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は収品を提供又は運搬した者	7年以下	700万円以下 (法人2億円以下)	○
	・知事の承認を受けないで軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油又はその他の方法で軽油が製造されたことを知りながら、運搬、保管、取得、処分の媒介、あっせんをした者	3年以下	300万円以下 (法人1億円以下)	○
	・知事の承認を受けないで燃料炭化水素油を自動車用燃料として譲渡又は消費した者	2年以下	100万円以下	×
	・製造等承認証・自動車用炭化水素油譲渡証を他人に譲渡し、又は他人から譲り受けた者	1年以下	50万円以下	×
事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪	・事業の開廃等の届出をせず、又は偽った者	1年以下	50万円以下	×
	・軽油の引取り等に係る報告若しくは指図による納入を行った場合の特約業者への通知をせず、又は偽った者			
	・納入を受けた軽油の数量等を記載した書類を特別徴収義務者に提出せず、又は虚偽の記載をしたものを作成した者			
	・提出を受けた納入を受けた軽油の数量等を記載した書類を保存していない者			
	・軽油又は燃料炭化水素油の引取り等に係る帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者			
軽油引取税に係る脱税に関する罪	・軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかった者	10年以下	1000万円以下	○
	・偽りその他不正の行為によって、納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れた者			
	・偽りその他不正の行為によって、軽油引取税の徴収不能額等の還付を受けた者			

※ 軽油引取税に係る検査拒否等としては、

- ① 徴税吏員による帳簿書類等の検査又は見本品（サンプル）の採取等を拒み、妨げ又は忌避した場合、
- ② 徴税吏員に対して、虚偽の記載・記録をした帳簿書類を提示した場合、
- ③ 徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合等が該当します。

なお、法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人等がその法人又は人の業務又は財産に関して上記の違反行為をした場合には、その行為者が罰せられるほか、その法人又は人についても罰金刑が科されます。

■ 納税の場所と県税事務所のご案内

納税の場所

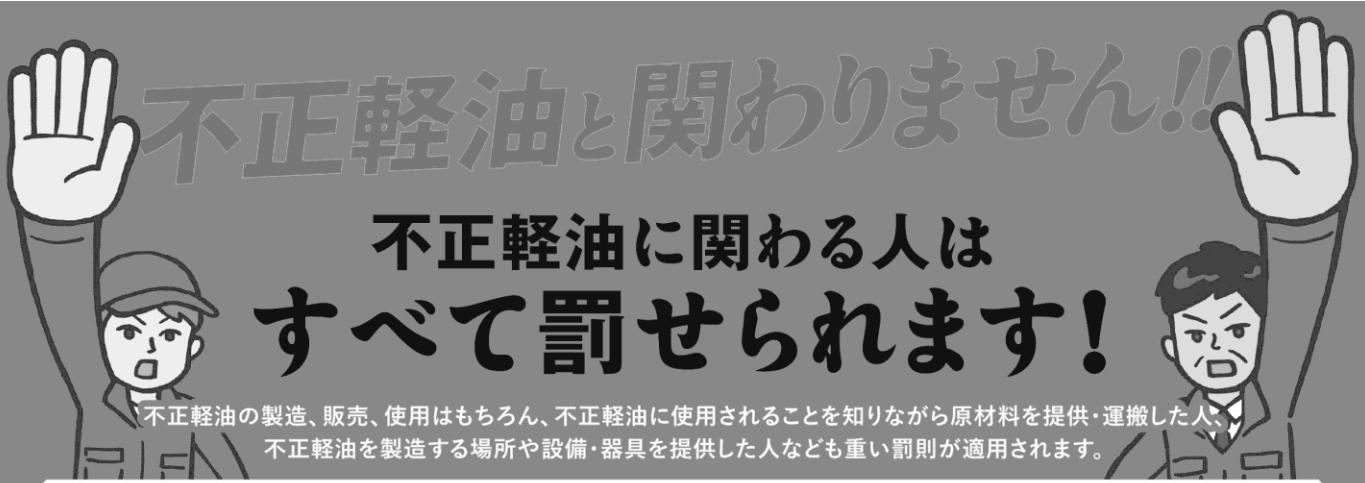
次の金融機関等又は県税事務所で納めることができます。

区分		取扱金融機関等名
県内	銀行	青森みちのく銀行、みずほ銀行、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、秋田銀行、ゆうちょ銀行
	信用金庫等	青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、東北労働金庫
	農協	農林中央金庫及び農業協同組合で指定されたもの
	漁協	東日本信用漁業協同組合連合会青森支店
県外	銀行	青森みちのく銀行、ゆうちょ銀行（東北6県に限る）

県税事務所

本手引きに関するお問い合わせは所管の県税事務所にお願いします。

県税事務所	所在地	電話	所管地域
青森県中央県税事務所	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30	017-722-1111 内線6609	青森市、東津軽郡
青森県中南県税事務所	〒036-8345 弘前市藏主町4	0172-32-1131 内線378	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
青森県三八県税事務所	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7	0178-27-5111 内線210	八戸市、三戸郡
青森県西北県税事務所	〒037-0046 五所川原市栄町10	0173-34-2111 内線207	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡
青森県上北県税事務所	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12	0176-22-8111 内線209	十和田市、三沢市、上北郡
青森県下北県税事務所	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8	0175-22-8581 内線207	むつ市、下北郡

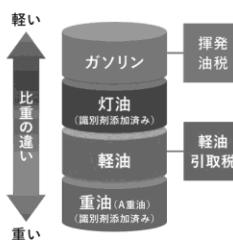


不正軽油とは？

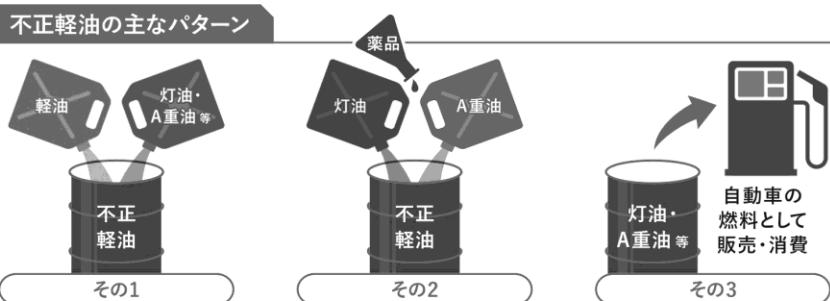
主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。

不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。

燃料油の種類



不正軽油の主なパターン



軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、10年以下の拘禁刑あるいは1,000万円以下の罰金またはその両方が科されます。なお、脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税相当額以下の罰金が科されます。

(地方税法第144条の41)



不正軽油を製造すると

知事の承認を受けないで軽油等を製造すると、違反行為者には10年以下の拘禁刑あるいは1,000万円以下の罰金またはその両方が科されます。法人には3億円以下の罰金が科されます。

(地方税法第144条の33)



不正軽油を製造する者に原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使用されると知って、原材料、薬品等を提供、運搬すると、違反行為者には7年以下の拘禁刑あるいは700万円以下の罰金またはその両方が科されます。法人には2億円以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油を運搬・保管・取得等すると

不正軽油と知って運搬、保管、取得等すると、違反行為者には3年以下の拘禁刑あるいは300万円以下の罰金またはその両方が科されます。法人には1億円以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)



検査を拒否すると

検査拒否等をすると、違反行為者には1年以下の拘禁刑あるいは50万円以下の罰金が科されます。法人には50万円以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の12)



不正軽油を使用すると

知事の承認を受けないで燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡、消費すると、2年以下の拘禁刑あるいは100万円以下の罰金が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油の製造に関与した人も納税義務を負う場合があります。(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください！

- 市価に比べて異常に価格が安い。
- 廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。
- 不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは
都道府県の税務担当課
または担当事務所に
お問い合わせください。

詳しくは、県税事務所にお問い合わせください。

《令和7年9月作成》